

市民的共和主義とシティズンシップ教育：『公共生活における政治哲学』・『市民的共和主義と市民教育』の検討を通じて

蓮見，二郎
九州大学大学院法学研究院：准教授

<https://doi.org/10.15017/1515702>

出版情報：政治研究. 61, pp.37-51, 2014-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

研究ノート

市民的共和主義とシティズンシップ教育

——『公共生活における政治哲学』・

『市民的共和主義と市民教育』の検討を通じて——

蓮見二郎

ホセ・ルイス・マルティ／フィリップ・ペティット著『公共生活における政治哲学——スペイン・サパテロ政権における市民的共和主義——』

アンドリュウ・ポーターソン著『市民的共和主義と市民教育——市民の教育』

José Luis Martí and Philipp Pettit, *A Political Philosophy in Public Life: Civic Republicanism in Zapatero's Spain*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 2010, x+198pp.

Andrew Peterson, *Civic Republicanism and Civic Education: The Education of Citizens*, London: Palgrave Macmillan, 2011, ix+187pp.

はじめに

ポーコックによる『マキャヴェリアン・モーメント』⁽¹⁾の出版以来、自由主義的理解が優勢を占めていた英米系の政治理論研究において、これまで必ずしも十分な注意が払われていなかった共和主義的解釈が再び学問的に脚光を浴びる、いわゆる「共和主義的転回」が生じたといわれる。このポーコックのアプローチを継受して、一方では、アリストテレス、キケロ以来の古代の共和主義的政治思想はもとより、マキャヴェリ、ハリントン、ルソー、カント、コンスタンなど近代政治哲学についての共和主義的な再解釈を試みる政治思想研究が開花している。他方では、現代政治理論においても、進展した政治思想研究の成果を積極的に取り入れながら、現代社会に適合する市民的共和主義⁽²⁾の政治理論を体系化する試みが熱心に行われるようになってきた。日本の現代政治理論研究においても二〇〇〇年代以降、共和主義に関する研究が増加している⁽³⁾。

現代政治理論における共和主義的議論の潮流は、一九八〇年代における自由主義 (liberalism) と共同体主義 (communitarianism) との間の論争に端を發し、九〇年代のシティズンシップ論における自由主義対市民的共和主義という形で

の再定義を経ることによって、シテイズンシップ教育に関する哲学的議論にも大きな影響を与えている。例えば、社会学の橋崎頼子は、市民的共和主義と自由主義とのどちらのシテイズンシップ概念も国民統合や国民国家の維持・強化のための国民育成の教育に結び付いたことを多元的なグローバル教育・国際理解教育の観点から批判的に指摘している。⁽⁴⁾ 同様に自由主義と市民的共和主義を対立させる構造はシテイズンシップ教育に批判的な論者にも共有されている。その典型として哲学・倫理学者の河野哲也は、シテイズンシップ教育を市民的共和主義に拠って立つ「公共性を陶冶するプロジェクト」と理解し、リベラリズムの観点からその包摂性や多元性の欠如を批判する。⁽⁵⁾

しかしながら、シテイズンシップ教育論においてこのようにしばしば見受けられる自由主義と市民的共和主義との単純な対比図式は、現代の政治理論における市民的共和主義の研究から見て本当に維持できる議論なのであろうか。そもそもこのような市民的共和主義理解は正しいのだろうか。本稿は、この問題について、近年刊行された市民的共和主義に関する二冊の書籍を取り上げて検討するという方法で検証を行いたい。⁽⁶⁾ 一冊目は現代の共和主義的政治理論の代表的な哲学者であるフィリップ・ペティットとホセ・ルイス・マルティとの

共著である『公共生活における政治哲学』であり、もう一冊は市民的共和主義の政治理論をシテイズンシップ教育へ適用することを試みるイギリス出身の教育学者アンドリュー・ピーターソンの『市民的共和主義と市民教育』である。この二冊の検討を通じて、現代政治理論における市民的共和主義がシテイズンシップ教育論において想定されているより複雑なものであり、より繊細な理解が必要であること、また、それをシテイズンシップ教育に適用する場合において、必ずしも幾人かの論者が指摘するような問題点が看過されている訳ではないことを明らかにしたい。

一 マルティ&ペティット『公共生活における政治哲学』

一般的に言って、政治的リーダーには個々の政策についての見解が求められると同時に、総体としていかなる国政にしたいのかに関する実践的な政治哲学が求められる。「美しい国」「戦後レジームの脱却」「日本を、取り戻す」などの言説で語られる安倍晋三自民党政権においてのみならず、「友愛」（鳩山由紀夫政権）、「最小不幸社会」（菅直人政権）、「中庸の政治」（野田佳彦政権）のごとく、いやむしろ、民主党政権に

おいても語られていたことは我々の記憶に新しい。もつとも、政治家の掲げるスローガンと個々の政策の間には直接的な関連を欠くことも多く、加えて日本ではサンデル・ブームの後でも、そもそも哲学的な規範から政治実践を評価すべきとの社会的合意それ自体が必ずしも形成されてはいない。

こうした日本の政治Ⅱ学界状況に慣れ親しんだ身からすれば、スペイン社会労働党のホセ・ルイス・ロドリゲス・サパテロ政権（二〇〇四―二〇一一年）の行つた「社会実験」は、極めて壮大かつ挑戦的なものであつたと評することができよう。サパテロは、政治哲学者フイリップ・ペティットの市民的共和主義の政治哲学を受容し、その哲学に明示的に基づいた政治実践を二期七年八か月に亘って敢行したスペインの首相である。本書は、その政治哲学と政治実践との交錯を当事者であるサパテロとペティット双方の声を含めて描き出した書である。

（一）内容

本書は、全五章で構成されている。第一章ではサパテロとペティットの市民共和主義に関するスペインの政治状況を説明し、第二章ではペティットの市民的共和主義の解説が行われる。第三章では、ペティットが第一期サパテロ政権の政策

を評価し、第四章ではサパテロへのインタビューが掲載されている。以上を受けて第五章では、政治哲学が実践的な公共哲学たりうるための条件を考察している。以下、各章をもう少し詳細に見てみよう。

第一章は、サパテロがペティットの市民的共和主義を採用した前後のスペインの政治状況に関する、共著者のマルティによる説明である。サパテロがペティットの市民的共和主義を採用するに至つたスペイン国内の政治的背景として、社会主義者のゴンサレス元首相（スペイン社会労働党）や中道右派でカトリック原理主義のアズナー前首相（国民党）のどちらに対しても相違を喧伝する必要性に駆られていた点が挙げられる。また、ヨーロッパ全体の政治情勢としても、一九九〇年終盤に英仏独で相次いで左派政権が誕生し、イギリスのブレア政権が「第三の道」を採つたように、福祉国家のあり方を見直しつつも社会民主主義の理念を受け継ぐという方向で、左翼の現代化が課題とされていた状況であつた。しかし、「第三の道」ではゴンサレスとの差別化が難しかったため、サパテロは社会学者ホセ・アンドレス・トレス・モローラの薦めで、ペティットの『共和主義』⁹⁾を手にする事になった。サパテロがペティットに直接面会したのは二〇〇四年が初めてであり、この際にペティットは「共和主義」という用語が

君主制を敷くスペインにおいて誤解を受ける可能性を考慮し、「市民主義（西 *civismo* / 英 *civicism*）」という用語をサパテロに紹介している。また、この説明として、「誰もが他人の目を見て話せること」という比喩を提案した。

第二章では、ペティット自身が自らの市民的共和主義の理論を解説する。ペティットはまず、自らの市民的共和主義が「市民的 (*civic*)」であり、①反君主政論、②アメリカ共和党、③人民主権や全員参加を中核理念とする共同体主義といった三つの思想と区別されるものであることを主張する。続いて、「恣意的支配の不在としての自由」論を採る地中海⇨大西洋的共和主義と「主権者の自己支配としての政治参加の自由」論を採るフランス⇨プロイセン的共和主義を対比させ、自らの思想は前者であるとする。恣意的支配として、企業や宗教組織に加え外国を含めた私的権力によるもの (*dominium*) と、自国の政府という公的権力によるもの (*imperium*) との二種類があり、前者は社会民主主義の原理を、後者は立憲民主主義の原理の必要性を導くものである。このような「支配の不在としての自由」の伝統は、ホップズから功利主義に至る近代政治思想史の中で衰退したが、社会主義やフェミニズムとして影響を残し続けたという。

第三章は、二〇〇四―八年のスペインにおける市民的共和

主義の実践についてペティットが評価を行う章である。まず、私的権力による支配から市民を守るためには、①支配の不在のためのインフラストラクチャの整備、②弱者の権限強化、③犯罪・腐敗・テロなどからの市民の保護、④強大な個人や集団の抑制が必要となるとし、それぞれについてサパテロの政策を検討する。次に、公的権力による支配から市民を守る策として、政府の透明性、説明責任、応答性の必要性を述べた上で、議会改革、情報公開制度、国営放送の民営化などの政策、また、カタロニアなどへの地方分権や野党・司法・市民運動などに関して共和主義の観点から評価を行う。以上を踏まえ、一〇点満点中一〇点とは言えないとするが、私的権力・公的権力双方の支配に対して改善の余地があり、それらが二期目で改善されるならば市民的共和主義の観点から正しい方向に向かっていことになる」と結論する。この章に続いて補遺として、スペインの新聞エル・パソの編集者による質問に答えるという形式で、さらに特殊スペインの文脈に合わせた諸問題についての応答を行っている。

第四章は、ペティットが市民的共和主義についてサパテロに直接インタビューを行った際の聞き書きである。ここでは、ペティットの市民的共和主義に関心を持った経緯から始まり、この理論に感じている魅力、個々の政策についての意見

などが交わされる。例えば、サパテロにとって市民的共和主義は、人々の福祉や社会政策と、政府の恣意的権力を抑制することににより個人の権利や自由を拡大することを同時に実現するための指針であるという。ここでサパテロはまた、スペインにおける市民参加の低調さを憂いており、その対策として「支配の不在としての」自由のための教育たるシティズンシップ教育が貢献しようとする。同じ点から、政府の共通価値を伝えるのにキャンペーンよりも、むしろ討論や公的熟議の役割を重視しているとする。

最後の第五章は、ペティットとマルティの共著で、政治哲学が現実政治において役割を果たすための条件を考察し、ペティットの市民的共和主義がその条件に合致することを主張する。その条件には、次の三つを挙げる。第一に、エリート主義やコスモポリタニズムのような極端なものでは全ての人々が等しく共有できる理想とはならないという（共有可能性 shareable）。次に、ルソーやカントのように現実の人間が持っている動機や認知能力を超えた理想を掲げたものではない（現実性 realistic）。三つ目に、人々がより良い生活を目指すよう勇気づけるような理想でなければならず（活性化 energizing）、そのためには、①制度設計、政策形成、市民活動など広範な（Broad）領域を包含する理想であり、②社会の

様々な病弊に対処する深い（deep）理想であり、③どんなに不完全であろうと現実問題について国家に助言を与えうる逞しい（robust）理想であり、④本来個人が行うべきものまで行うような押しつけがましきでない（nonintrusive）理想であり、⑤人々の問題意識や不満と十分に関係づけられた禁欲的でない（nonaustere）理想でなければならぬ。ペティットの市民的共和主義は、これらの条件を全て満たすものであるが故に、政治実践に役立つものであると主張する。もつとも、ペティットは政治哲学の役割が現実政治に役立つことに限られると述べている訳ではない。

（二）先行文献

本書について、既にデイヴィッド・D・ライティンによる書評⁽¹⁰⁾と、民主主義論との関係での谷澤正嗣による検討⁽¹¹⁾が行われているので、まずは先行研究として紹介しておきたい。⁽¹²⁾

ライティンは、第一に、共和主義とネイションの自律との問題を指摘している。スペインの文脈ということもあり、カタロニア、バスクの問題をペティットの共和主義理論だけから本当に解決策を提示できるのかという疑問である。こうした範囲の問題に共和主義が応答できるかとの疑問は、メンバーシップや政治的単位の論点として山岡龍一もかつて指摘

していたものである⁽¹³⁾。第二に、個々具体的な政策については共和主義の原理から導かれるというよりも、文脈に応じた賢慮 (prudence) から導かれているのではないかとの疑問である。例えばサパテロは、経済活性化、信頼できる法の支配、包摂的な教育制度、健全な健康保健制度、持続可能な環境の五点を私的権力に対抗するための「鍵となる要素」に挙げるが、これら全てを「支配の不在としての自由」という単一の原理から導くことは困難であるとする⁽¹⁴⁾。第三に、共和主義と中道左派ロールズ主義とがどこまで異なるのかという疑問である。両者ともに貧しくかつ支配されていることを不正義と考える点では共通するのだからが、貧しいが支配していることと豊かだが支配されていることとはどちらをより不正義と考えるかというような極端な場合においてのみ、両者で意見が異なる可能性が生じるに過ぎないのではないかという。第四に、「支配」をどのように識別するかという問題である。例えば、学校が生徒の履く靴を自由にした場合、生徒が新品の靴を履きたがることで履く靴についての新たな「支配」が生じるようなことがありうるが、その場合に学校が生徒の履く靴を指定するのとはしないのとのどちらがより問題の大きい「支配」なのかを判断するのは難しい⁽¹⁵⁾。第五に、全ての市民により善き生を提示できない政治的理念は価値がないという

が、そのような政治理念が本当に可能なかとの疑問を投げかける。

また、谷澤は、共和主義が民主主義を制約するものであると述べるランシエールとは対照的に、ペティットの共和主義が民主主義の「抗争と不合意」の側面を現実的な自由論を基底に要求する点を評価する。その一方で、ペティットが多数派に対する少数派の抵抗を念頭には置くが、少数派による多数派支配 (例えばエリート主義) の危険を過小評価する点には批判的である。

(三) 評価

まず、本書の魅力を挙げたい。第一に、公的権力による支配のみならず、公私どちらの権力による支配に対しても自由を守ることを強調する点で、国家による公的支配をのみ糾弾しがちな自由主義の発想より幾分魅力があるように思える。ペティットが私的権力として挙げるものの中には、マルクス主義者の好みそうな企業が含まれるのみならず、スペインの宗教的背景を考慮した場合に大きな問題となる宗教団体や、また、国際政治理論 (特に従属論に代表される構造主義の系列) の観点からも興味深い力の強い外国も含まれる。確かに、自由を妨げるのが国家であっても、それ以外の主体であって

も、個人にとっては自由が妨げられたという事実には変わらない以上、より広範な不自由を論じることのできる自由概念を提示したとすることができよう。

第二に、首尾一貫した政治理論が現実の国家レベルの政治において明示的に実践された意義は大きい。これまでも、確かにある種の自由主義やある種の社会主義の国家レベルでの実践は行われてきた。それらに加えて、共和主義の思想がスペインという現代の先進国家において明示的に実行に移されたことは、政治史的な観点でも、政治理論的な観点でも、見逃すことのできない極めて重要な実例を提供するものである。これに関連して、政治哲学が現実政治に貢献しうるための条件を列挙したことも、今後の政治理論方法論研究にとって重要な示唆を与えるものとなるはずである。

本書には以上のような魅力があるものの、少なくとも次の二点では特にさらなる検討を要するものである。特に、支配の不在という自由論や、政治実践との架橋の問題については、さらに詳細な吟味が必要なものと思われる。

「支配の不在としての自由」概念に関して、第一に、「干渉の不在としての自由」と同様に消極的な、その表現がもし誤解惹起的であれば否定的な、仕方な自由を定義している点はさらなる検討を要しよう。ペティットが否定的に定義する理

由は本書において、次のように説明されている。すなわち、「積極的な個人的自由として自律を実現しうることを根拠に「支配の不在としての自由」を擁護することも可能だが、それでは我々のほとんどが魂の領域だと考える部分に国家権力が侵犯することを許してしまうからである¹⁷⁾。つまり、本書でも積極的自由の抱える問題点が強烈に意識されている。

しかしながら、ペティットは「干渉の不在」に比べて「支配の不在」が優れていることを示すのみで、その単独での価値をどこまで説得的に提示できているのかについては意見が分かれる可能性がある。ペティットが「支配の不在としての自由」に価値があると考えるのは、何らかの個人の自律や自己支配の観念の価値を前提としているからだとは言えないのだろうか。

この積極的自由との対比に関連して、「支配の不在としての自由」は、共和主義者の中でもサンデルからは「自己統治としての自由」の立場から強力な批判を受ける可能性がある¹⁸⁾。日本においても、中村隆志が同様の視点からペティットの自由論に「自己統治としての自由」論への接合を求め、また、森達也も新アテナイ派からペティットの自由論では薄すぎる点に反論が寄せられる可能性があることを指摘している¹⁹⁾。これらが意味しているのは、共和主義と一括りにされる理論の

中にも自由論という政治上根本的な論点における相違が存在しているという事実であり、ペティットのように、共同体主義者が共和主義的自由を「誤読」⁽²¹⁾していると単純に評して済ますことはできなからう。

この自由概念に関連した第三の論点として、ペティットが自己の共和主義理論を本当に自由論だけから定義できているのかという疑問がありうる。例えばペティットは、共和主義の唯一の究極的な統治原理は、支配の不在としての自由を市民が平等かつ最大限に享受することとしている⁽²²⁾。そうだとすれば、ペティットの共和主義の核心には、自由論のみならず分配論のレベルでは何らかの平等論も存在しており、ペティットは双方に与していることになるのではなからうか⁽²³⁾。本書に限定すれば、そうした平等が要請されるのは、ペティットがあくまで集団としての政治生活の必要な場面を設定し、その場面に限定して議論を展開しているからということになるのかもしれない⁽²⁴⁾。

このような形で市民的共和主義の政治理論を現代において再興して見せたペティットだが、彼のネオ・ローマ派的議論においては、市民的共和主義の理想的な政体を維持するための徳論やましてや教育論について事細かに詳論することはなかった。この点について正面から議論を行った一冊が、次に

検討するアンドリュウ・ピーターソンの『市民的共和主義と市民教育』である。

二 ピーターソン『市民的共和主義と市民教育』

市民的共和主義のシテイズンシップ教育論と言えば、日本でもバーナード・クリック『シテイズンシップ教育論』⁽²⁵⁾が既に広く知られているが、クリックのやや直覺主義的・定義基底的なアプローチに対して、ピーターソンは政治思想史と近年の市民的共和主義の様々な哲学的論議をより広範に概観した上で、そのシテイズンシップ教育への含意を探索するアプローチを採用している。そのため、全体を通じて、市民的共和主義の多様性を明らかにするプロジェクトとなっている点に大きな特徴がある。

(一) 内容

本書『市民的共和主義と市民教育』は、七章で構成されている。

序論では、学校における市民教育（公民教育、シテイズンシップ教育）がシテイズンシップに関する特定の哲学的議論から無縁ではありえないことを主張し、そのなかでも市民の

能動的かつ実践的な性格を具現する市民的共和主義が有用であることを論じる。市民的共和主義の特徴として彼が挙げるのは、第一に市民的義務、第二に共通善、第三に市民的徳性、第四に熟議民主主義といった四つの論点である。

第一章では、導入として近年の市民的共和主義の再興について描写する。彼がここで挙げるのは、ポーコック、スキナー、ヘルド、ホノハン、サンステイン、オールドフィールド、ペティット、メイナー、バーバーなど、政治学においても馴染みのある面々である。本書においても、市民的共和主義の再興が自由主義⇨共同体主義論争に関連している様が描かれるとともに、市民的共和主義の理論の核心に独特の自由観、すなわち「支配の不在としての自由」があることが指摘される。

第二章では、市民的共和主義の源流を政治思想的に検討する。ピーターソンもまた、古代における本質主義的共和主義論者のアリストテレスと道具的共和主義論者のケケロを対比することにより、これらが共和主義理論の二大潮流として現代にまで続くことを確認する。また、中世においてもアウグスティヌス『神の国』、トマス・アクィナス『君主の統治について』などの共和主義的側面を指摘するのみならず、イタリアにおける「支配の不在としての自由」論としてパドヴァアのマルシリウスがマキャヴェリに先行していることを注記

する。最後に、近代の重要な思想家としては、ハリントン、ルソー、マデイソンについて比較している。

第三章では、市民的義務と共通善についての検討が行われる。アリストテレス型共和主義では市民的義務や共通善が善き生や政治共同体の一般的福祉と結合していた。それに対し、道具主義的共和主義では恣意的支配から自由に生きるにあたって、究極的には、自己利益に基づいており、共通善を経済学的な意味での非排除性と捉える立場もありうる。このように、両者の間に大きな相違があることを明らかにする。

第四章では、市民的徳性について吟味する。ここでは、まず本質主義的共和主義においても自己支配を重視して人間性全体の特性を論じるものと政治共同体が機能するための市民的徳性を掲げる議論を区別し、後者は支配の不在を重視するよりリベラルで道具主義的な議論と近接していることを主張する。続いて、市民的徳性の陶冶方法の検討に入る。法や制度を通じて行う議論と、教育を通じて行う議論とを対比させる。また、近年の本質主義的共和主義の教育論が、人格教育論と異なり人の政治的市民としての側面のみ焦点を当てていることを批判的に取り上げる。

第五章では、市民的共和主義における熟議民主主義を考察する。共和主義における熟議民主主義が「自己統治としての

自由」という觀念の帰結であることは明らかだが、前述の通り、ペティットのような「支配の不在としての自由」という觀念からも導かれることを確認する。また、共和主義の熟議民主主義論においても紛争や不都合が重視されるが、いわゆる闘技民主主義と同じではないことを指摘する。

第六章では、市民教育が市民的共和主義の必然的な帰結であることを論じる。とは言つても、これまで見てきたような共和主義内部で本質主義と道具主義との相違があることから、市民教育に求められるものも両者で大きな相違が生じる。つまり、ここで明らかにされたのは、市民的共和主義が市民教育を求めるものの、その内容は一枚岩ではないという明快な主張である。そのため、ピーターソンは共和主義的な市民教育を実践する際に、言語と意図の双方で明晰性を求めている。

終章第七章では、これまでの議論の結論を、①「支配の不在としての自由」による「自己支配としての自由」の置換・補充、②市民的義務の承認、③共通善と政治共同体の重要性、④市民的徳性の必要性、⑤正統性の源泉かつ民主的実践の源泉としての政治参加による熟議の必要性、の五点に要約する。続いて、多元主義、グローバル化、愛国心という三つの個別論点について議論を補足して本書を閉じる。

(二) 先行文献とその検討

以上のような本書について、ジェフリー・ヒンクリフによる書評が既に公刊されている。⁽²⁶⁾ ヒンクリフの主たる論点は次の三点である。第一に、市民的共和主義も自由を強調し過ぎれば自由主義に、参加の義務や共通善を強調し過ぎれば共同体主義に陥るが、このジレンマの解決にピーターソンは成功しておらず、単純に市民参加に関心を有する自由主義の立場に与している。第二に、アリストテレスとキケロとの対比や、本質主義と道具主義との区別によって、共和主義の本質が曖昧化されている。第三に教育の国家管理の進行という現状に鑑み、共和主義的自由論はどのようにして教育当局・カリキュラム・教育方法・教職などを根拠あるものにするのかという問いに答えていない。

このうち、第三の点はさらなる宿題としても、最初の二つの点についての評価には、若干の疑問がある。第一の点に関して言えば、共和主義も自由に関する公共哲学と規定することに何の問題もない可能性がある。もちろん、ペティットが共和主義を自由主義とは明らかに異なるものとして差別化を図ろうとしていたように、共和主義者が自由論を中核にし、熟議民主主義や立憲的な諸制度を擁護しつつもあえて「共和主義」を名乗ることは、自由主義が一部で持つ悪しきイメー

ジを払しょくする狙いはあろう。しかしながら、両者には市民の自由を守るという点で決定的な共通点があることまでを看過する必要はない。ただし、現代的な関心における共和主義は自由主義と異なるのであって、その異なる点は「何を守るか」だけでなく、「誰が守るか」に関しても強い関心を持つ点ではないだろうか。⁽²⁷⁾ 同じく自由に関する公共哲学でも、自由という守護すべき対象をより重視すればより自由主義的であり、誰が守護するかにも重きを置く場合にはより共和主義的であるということになるのではなからうか。

また、第二の批判に関しては、ピーターソンがロールズやキムリツカ⁽²⁹⁾の共和主義の区別を基本的に受け入れていることから生じている問題であり、ピーターソンに固有の問題点とは言えない。但し、この区分けをそのまま受け入れるべきかどうかについては、前述もした通りさらなる議論が必要である。ピーターソン自身は、この両者を折衷しようとして、両者をつぎはぎする形で議論を展開しているようにも見受けられる。

(三) 評価

私見では、本書の最大の功績はシティズンシップ教育という具体的政策分野をフィールドとして、市民的共和主義の政

治理論の多様性を見事に明らかにしている点である。リンクリフも述べるように、本書は共和主義の立場で一貫して書かれたシティズンシップ教育論の書籍として初めて世に出たものである。⁽³⁰⁾ 共和主義的なシティズンシップ教育論は、論文や本の一部の章として展開されることはあっても、一冊の本のレベルで詳しく議論したものはこれまでほとんど見られなかった。その意味で、今後の共和主義的シティズンシップ教育論にとって、誰もが振り返るべき基盤を用意したものであると言ふことができよう。

また、中世のキリスト教父思想やパドヴァのマルシリウスなど、テキストには直接あたっていないが、政治思想史の分野でも興味深い論点を幾つか提示している点も本書の貢献であろう。その意味では、本書は単にシティズンシップ教育論の本だというだけでなく、共和主義的政治理論の概説書としての意義も有している。

これらの利点にも関わらず本書に問題があるとすれば、それはピーターソンがアリストテレス、サンデル型の徳論中心の議論とキケロ、ペティット型の制度論中心の議論とを本書において折衷しようとした点であろう。その独自性はもちろん高く評価できるが、結果として自由主義的な論者からは義務、共通善、徳などのシティズンシップの厚みを批判される

余地を大幅に残してしまっている。共和主義論内部での矛盾を解消しようとするあまり、共和主義の外部の視点をどこまで十分に取り込めたのかが問われよう⁽³¹⁾。

おわりに

以上、ペティットの市民的共和主義と、ピーターソンによる市民的共和主義の市民教育への応用に関する二冊の本を検討することを通じて、近年のシティズンシップ教育論において暗黙の前提とされている自由主義対共和主義という二項対立図式とその前提となる市民的共和主義理解が擁護可能かどうかを検証した。市民的共和主義はこの二冊を検討しただけでもことほどさように複雑さを具しており、単純に一つの伝統や理論に回帰させることのできないものである。それにも関わらず、シティズンシップ教育の文脈においては、その前提とする市民的共和主義が一枚岩の理論であることが暗黙裡に前提とされ、ことさら自由主義と市民的共和主義との単純な対比が維持されてきた。果たしてこれはなぜだろうか。一つの回答は、市民的共和主義の代表としてサンデルのコミュニティリアンのかつアリストテレス的な思潮が、取り上げられてきたからだと考えられる。もう一つは、ペティットが意識

的に制度論を中心に論じており、シティズンシップ教育の必要性にも目配りし、また、井之口智亮⁽³²⁾が指摘するようにシヴィリティの観念など何らかの徳論が前提とされているにも関わらず、ペティット自身が十分にその点を掘り下げようとしてこなかったという事情も付け加えることができよう。結局のところ、教育哲学と政治理論にまたがって研究する筆者にとつて極めて重要な宿題が残ってしまった。この問題については、別稿でさらに深く論究したい⁽³³⁾。

注

(1) Pocock, J. G. A., *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton (NJ): Princeton University Press, 1975 (ジョン・G・A・ポークック、田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント—フイレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』名古屋大学出版会、二〇〇八年)。

(2) civic republicanism の訳語は、論者により「公民的共和主義」「市民的共和主義」「市民共和主義」等があるが、本稿においては邦語原文にかかわらず便宜的に「市民的共和主義」に統一した。

(3) 例えば、以下がある。田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間—シヴィック・ヒューマニズムの可能性』(名

古屋大学出版会、二〇〇六年)、特に第IV部。佐伯啓思・松原隆一郎編著『共和主義ルネサンス—現代西欧思想の変貌』(N-T-T出版、二〇〇七年)、特に第一部。小田川大典「現代の共和主義—近代・自由・デモクラシー」『社会思想史研究』第三二号、二〇〇八年、一八一—二九頁。

(4) 橋崎頼子『多元的シテイズンシップを育成するカリキュラム構成原理—イギリスとヨーロッパ評議会のシテイズンシップ教育を手がかりに—』(神戸大学大学院総合人間科学研究科博士学位請求論文(未公開)、二〇一〇年)、一四—一七頁。なお、本論文自体はイギリスとヨーロッパとを比較した上で、法を統合原理とする多元主義的なシテイズンシップ教育を提唱する極めて興味深い論文である。

(5) 河野哲也『道徳を問いなおす—リベラリズムと教育のゆくえ』(筑摩書房、二〇一一年)、特に第二章。なお、河野も共和主義に二類型がある点については承知している(一〇〇—一〇二頁)。

(6) 本稿はもともとこの二冊の書評として執筆し、両者を統合するにあたり加筆修正したものである。

(7) ポンベウ・ファブラ大学(バルセロナ)の法哲学准教授。なお、マルティは、本書に関連して、次の英文論考をインターネット上で公開している。Jose Luis Martí, 'Civic Republicanism: A North Star for hard times,' *OurKingsdom: Power & Liberty in Britain, openDemocracy: Free thinking for the world*, 16 January 2013, retrieved

on 29 November 2013 from the WWW: <http://www.opendemocracy.net/ourkingdom/jose-luis-marti/civic-republicanism-north-star-for-hard-times>

(8) 現在は、サウス・オーストラリア大学教育学部の歴史・公民教育上級講師。歴史・社会科学で学部卒業後、その後、大学院レベルの教職課程と二つの修士課程を経て、教育学で博士学位を取得している。シテイズンシップ教育研究の国際的ネットワークであるCitizedの運営に長年関わっていることから、バークニック・カレッジ継続教育部長のジョン・アネットが本書の緒言を著している(p. ix)。

(9) Philip Pettit, *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford: Oxford University Press, 1997.

(10) David D. Latin, 'A Political Philosophy in Public Life: Civic Republicanism in Zapatero's Spain,' by José Luis Martí and Philip Pettit, Princeton, NJ: Princeton University Press, 2011 [sic]. 'Political Theory', 40(3), 2012, pp.387-401.

(11) 谷澤正嗣「デモクラシーにおける合意と抗争—現代共和主義の視点から」齋藤純・田村折樹編『アクセスデモクラシー論』(日本経済評論社、二〇一二年)一五八—一七三頁。

(12) これらの他にもベティットの議論を紹介・検討したものが存在する。例えば、自由論を検討したものに、山岡龍

一「政治的自由」押村高・添谷育志編『アクセス 政治哲学』(日本経済評論社、二〇〇三年)、一三一―一三八頁。
小田川大典「共和主義と自由―スキナー、ペティット、あるいはマジノ線メンタリティー」『岡山大学法学会雑誌』第五四巻第四号、二〇〇五年、三九―八一頁。森達也「自由」飯島昇藏・佐藤正志・太田義器編『現代政治理論』(おふう、二〇〇九年)特に八二―八六頁。また、シヴィリティ論を検討したものに、井之口智亮「他者の評価に対する欲求は徳へと導くのか―フィリップ・ペティットの『シヴィリティ』論の検討を通じて」『早稲田政治公法學研究』第一〇〇号、二〇一二年、三五―四九頁。

(13) 山岡、前掲論文、一三四頁。

(14) 類似の批判として、森達也は、ペティットが関係性の観点から自由を語るために、個々の危害行為について含意を導けないことを指摘する(森、前掲論文、八五頁)。

(15) この点は、実は重要な批判であると考ええる。例えば、教育において教師や大人が子どもに対して、また、医療において医者や看護婦が患者に対して、介護において介護士が要介護者に対して、恣意的な影響力を潜在的に行使しうる立場から逃れることはできないからである。

(16) この点が、なぜサパテロという左派政治家が共和主義の理論に傾倒したのかという問いへの回答に繋がることであろう。加えて、p.11でサパテロも述べるように、スペインの社会主義には、「支配の不在としての自由」やアレントなどの共和主義の伝統があったこと、また、第二章

にもあったように社会主義やフェミニズム自体が恣意的支配への抵抗であり続けてきた点についても指摘できよう。

(17) Martí & Pettit, *A Political Philosophy in Public Life*, p.158.

(18) 「共和主義的政治理論の中心的な考えは、自己統治に共に加わることによってこそ自由がある、というものである。…自由についての共和主義的な考え方は、リベラルな考え方とは異なり、人格形成的政治を要求する。その政治とは、自己統治のために必要となる人格的な特性を市民の中に涵養するものである。」(Michael, J. Sandel, *Democracy's Discontent: America in Search of Public Philosophy*, Cambridge (MA): The Belknap Press of Harvard University Press, 1996, p.5 (金原恭子・小林正弥監訳『民主政の不満―公共哲学を求めろアメリカ(上)』勁草書房、二〇一〇年、四頁)。

(19) 中村隆志「フィリップ・ペティットの共和主義論―政治的自律と異議申し立て―」『関西大学法学論集』第六一卷 第二号、二〇一二年、八一―八三頁。中村は、Isaiah Hahon (Civic Republicanism, London: Routledge, 2002, p. 109) を引用しながら、ペティットの「支配の不在としての自由」に政治参加という「自己統治としての自由」への接合を求めている。

(20) 森、前掲論文、八五―八六頁。

(21) Martí & Pettit, *A Political Philosophy in Public Life*,

- p.42.
- (22) *Ibid.*, p.72.
- (23) この点に関連して、共和主義が平等主義的であると主張する箇所として、Petit, *Republicanism*, pp.110-120.
- (24) Martt & Pettit, *A Political Philosophy in Public Life*, p.148.この観点は、彼の「都市の自由」という議論にも関連している。Petit, *Republicanism*, p.67.
- (25) Bernard Crick, *Essays on Citizenship*, London: Continuum, 2000, esp. pp.4-8 & 120 (バーナード・クリック、関口正司監訳、大河原伸夫・岡崎晴輝・施光恒・竹島博之・大賀哲訳『シティズンシップ教育論―政治哲学と市民』法政大学出版局、二〇一一年、特に二四―二〇、一六九頁)。
- (26) Geoffrey Hinchliffe, *Civic Republicanism and Civic Education: The Education of Citizens*, Andrew Peterson. Basingstoke, Palgrave MacMillan, 2011. Pp/200. Hb.£58.00; *Journal of Philosophy of Education*, 47(1), 2013, p.147-150.
- (27) このように規定した場合、共和主義が反君主政の議論を指すこととの整合性は取れよう。
- (28) John Rawls, *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press, 1993, p.205.但し、ロールズはclassical republicanism と civic humanism との用語を用いる。
- (29) Will Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, 2nd ed., Oxford: Oxford University Press, 2002, esp. Ch.7 (ウィル・キムリック、千葉真・岡崎晴輝訳者代表『新版 現代政治理論』日本経済評論社、二〇〇五年、特に第七章。また、参照、Alan Patten, 'The republican critique of liberalism', *British Journal of Political Science*, Vol.26 no.1, p.26.
- (30) Hinchliffe, *ibid.*, p.148.
- (31) この点について、第七章の終わりまで多元主義やグローバル化から共和主義を吟味している部分に一部取り入れられていることを指摘しておく。
- (32) 井之口、前掲論文。
- (33) 一部は日本政治思想学会二〇一四年度大会（於関西大学）での報告において答えることを予定している。